

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第69号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第10項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成24年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年内に、当該認定基本計画において定められた法第2条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(県税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第11項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成24年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年内に、当該認定基本計画において定められた法第2条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。